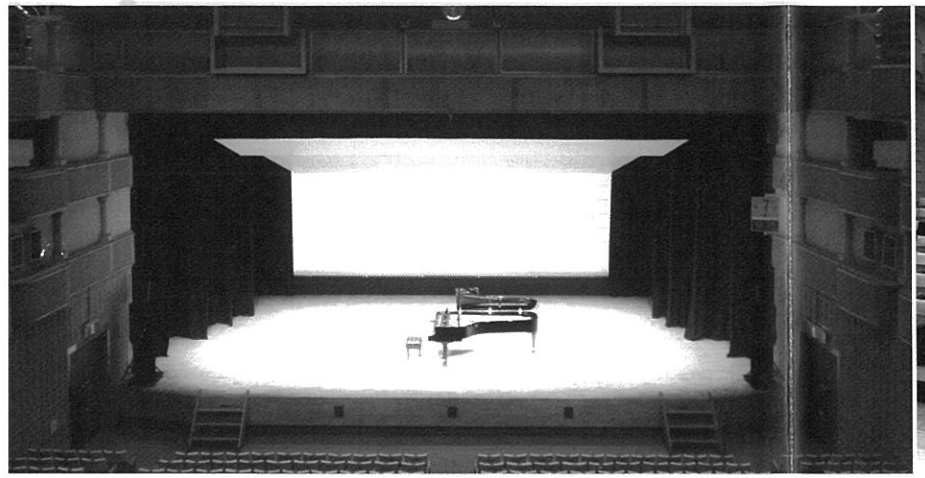
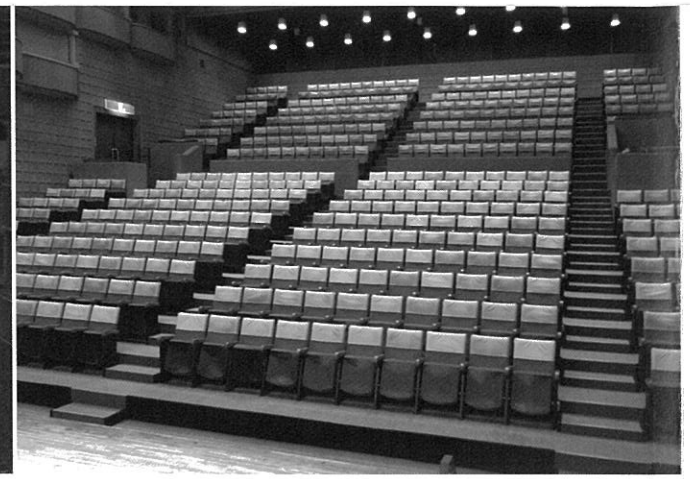

ホール　収容人員500名（固定席480名・椅子席20名）

展示ホール

第4会議室（定員30名）

総合練習室（定員50名）

楽屋控室（定員11名）

美術陶芸室

和室（定員30名）

第1研修室（定員30名）

第1会議室（定員10名）

第2・3会議室（定員80名）

第2研修室（定員30名）

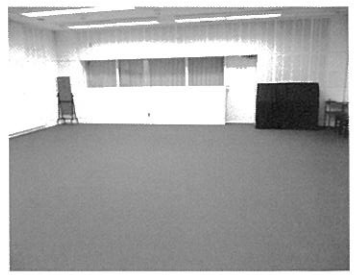

第3研修室（定員40名）

目　　的

設置の目的

文化及び教育の振興を図るため、次に掲げる事業を行う。
①文化活動の練習、発表及び教育の研修、集会の場を提供する。
②各種の公演、展示等を企画し、実施する。
③その他文化及び教育の振興に必要な事業を実施する。

受付・申し込み

受付

①ホール、及びホールと併せて同一の行事に使用する会議室等は、使用開始日の１年前から３日前まで受付ます。
②会議室、研修室等を使用する場合は、使用開始日の３ヶ月前から３日前まで受付ます。

申込方法

窓口に所定の申請書を直接ご提出ください。
電話、口頭、手紙等による申込みはできません。
使用時間は準備や後片づけの時間も含みます。

申込受付時間

午前８時45分から午後９時まで。
休館日（偶数月の最後の金曜日、12/29～1/3）は除く。

使用について

使用許可

使用目的や内容が適当と認められた場合は、「使用許可証」をお渡しします。
使用料（会場使用料＋暖房料＋物品使用料）は、原則申請時に納めていただきます。
つぎの場合は施設の使用許可はできません。
（1）秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
（2）施設又は設備を棄損するおそれがあるとき。
（3）その他管理運営上支障があると認められるとき。

目的外使用の禁止

許可を受けた目的以外に使用したり、譲渡、転貸することはできません。

使用を中止した場合

既納の使用料は、お返しできません。ただし、使用者の責めに帰することのできない理由により使用不能となった場合、または、特別の理由があると認めたときは当該使用料の全部または一部を還付します。

連続使用期間

同一の者が引き続き3日を超えて使用することはできません。
展示（展示ホール）の用に供するときは７日まで使用できます。

会館使用料

ホール使用料金表（第1・2号楽屋を含む）

使用区分 ＼ 時間区分		午前	午後	夜間	1日
入場料を徴収しない場合又は入場料が1,000円以下の場合	平日	5,850	9,750	13,650	25,350
	土・日・祝	7,800	11,700	15,600	29,250
入場料が1,000円を超え2,000円以下の場合	平日	9,750	15,600	19,500	37,050
	土・日・祝	13,650	17,550	23,400	44,850
入場料が2,000円を超える場合	平日	19,500	31,200	39,000	74,100
	土・日・祝	27,300	35,100	46,800	76,700
暖房料		2,925	4,875	6,825	12,675

展示ホール使用料金表（1日につき）

室名		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
大展示ホール	使用料	2,900	5,850
	暖房料	1,450	1,450
小展示ホール	使用料	1,950	3,900
	暖房料	975	975

会議室等使用料金表

室名		午前	午後	夜間	1日
第1号楽屋	使用料	400	400	600	1,200
	暖房料	200	200	300	600
第2号楽屋	使用料	400	400	600	1,200
	暖房料	200	200	300	600
楽屋控室	使用料	400	600	800	1,600
	暖房料	200	300	400	800
美術陶芸室	使用料	600	800	1,000	2,000
	暖房料	300	400	500	1,000
第1会議室	使用料	400	600	800	1,600
	暖房料	200	300	400	800
第2・3会議室	使用料	1,200	1,600	2,000	4,000
	暖房料	600	800	1,000	2,000
第4会議室	使用料	600	800	1,000	2,000
	暖房料	300	400	500	1,000
総合練習室	使用料	600	800	1,000	2,000
	暖房料	300	400	500	1,000
和室	使用料	800	1,200	1,200	2,800
	暖房料	400	600	600	1,400
第1研修室	使用料	600	800	1,000	2,000
	暖房料	300	400	500	1,000
第2研修室	使用料	600	800	1,000	2,000
	暖房料	300	400	500	1,000
第3研修室	使用料	600	800	1,000	2,000
	暖房料	300	400	500	1,000

割増料金

本市以外の利用者の場合	使用料　×　10割
物品販売等の営利行為を伴うもの	使用料　×　30割

取り消しに伴う使用料の還付

ホール	使用日の90日前	全額還付
	使用日の45日前	5割還付
展示ホール・会議室等	使用日の20日前	全額還付
	使用日の10日前	5割還付

備考
①「入場料」とは、入場料、会費、参加料その他これらに類するものをいう。
　入場料の額が２以上定められている場合は、その最高額をもって入場料とする。
②午前とは９時から正午まで、午後とは13時から17時まで、夜間とは18時から21時まで、1日とは9時から21時までをいう。
③暖房料は10月15日から翌年５月15日までの期間。（気候により変更あり）
④備付物品使用料は別途定める。

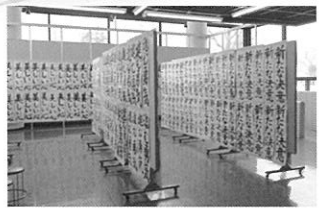

●アクセス

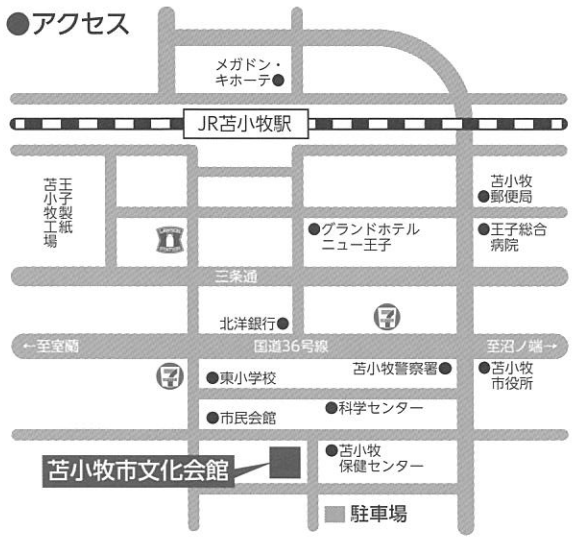

〒053-0018 苫小牧市旭町2丁目8番19号
TEL(0144)36-7823・FAX(0144)36-7825
http://www.tomakomai-bunkakaikan.com/

苫小牧市文化団体協議会 事務局
直通(0144)36-3491

指定管理者／北海道クリーン開発・北海道共立コンソーシアム

●平面図

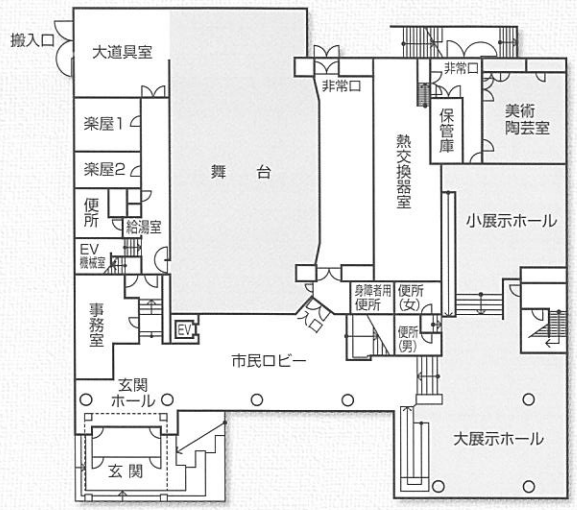

1F・地下1F

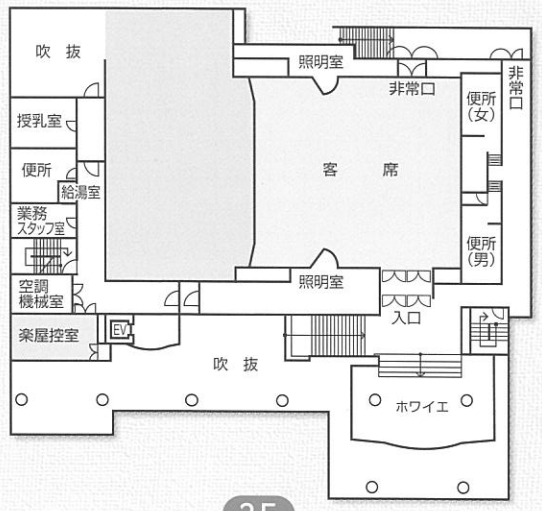

2F

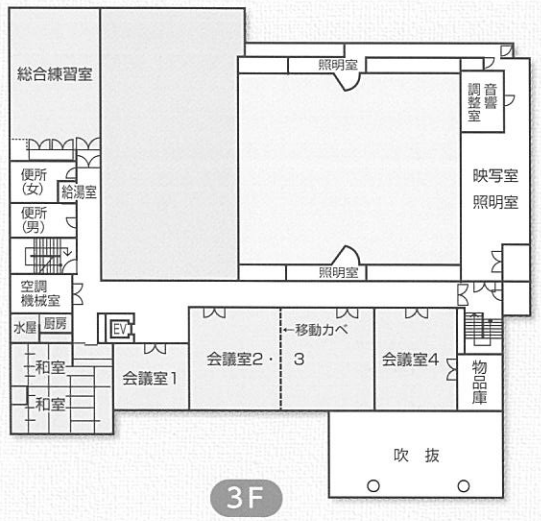

3F

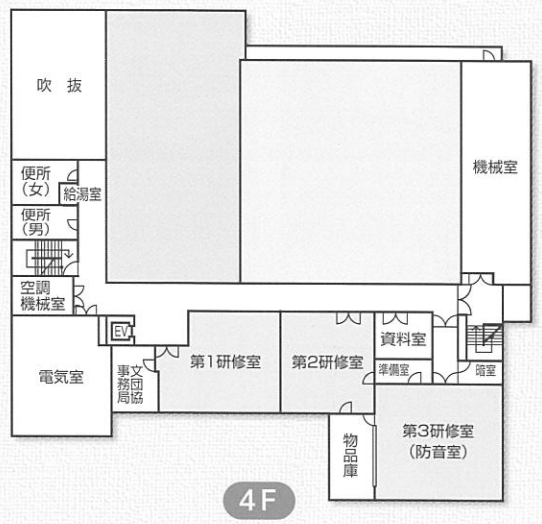

4F

苫小牧市文化会館

利用のご案内